

# 時事新報

第二千五百三十五號  
明治三十三年一月十五日(丙申)  
發行所 東京市本町二丁目  
電話 二二二二  
代印所 東京市本町二丁目  
電話 二二二二  
西曆一千八百九十年

## 時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日休刊セズ其代價選  
送廣告料ハ左ノ如シ  
一 一月別金五圓〇三箇月前金一圓五圓〇六箇月前金三  
圓〇一年前金六圓  
〇 時事新報社ヨリ直接ニテ送付スルモノニ限リ有定價ノ外ニ  
一月十五圓ノ送付ヲ中改ク  
時事新報廣告料前金

一行	二行	三行	四行	五行	六行	七行	八行	九行	十行
一圓	二圓	三圓	四圓	五圓	六圓	七圓	八圓	九圓	十圓

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日限り  
時事新報配達のため此場合は新報代價一箇月  
前金八圓にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵  
便印紙の代價を申受く可し

## 國會内閣

明治十八年政府内閣總理大臣を置てより交迭既に三回  
に及びり世上其總理中の出来事又因みて伊藤内閣を立  
法内閣と呼び黒田内閣を條約内閣と稱したれども今度  
山縣伯の内閣は如何なる本色を呈す可きや其計畫施設  
する所固より知る可らずと雖も今年は國會開設の年  
あるが故に國會内閣の名稱は或は新内閣前途の事業を  
蔽ふに足らんか即ち今度の内閣は最も國會に直接して  
未嘗有の新局に當るものなれば先づ其身構を定むる  
と肝要にして中々就き最も肝要なる者は凡そ政府の施  
爲する所、内閣職權その責を負ふて善悪得失必すしも  
問はず政府内閣は同視同見、全體の運動を一にして外  
に臨むの一事是れあり蓋し内閣一致の事は年來我輩の  
所論なれども今日之を反覆するは他あし凡そ立憲政治  
の下にて國會に對する内閣は國家重要の問題と就き内  
閣職權條約の上其職權を離れて之を國會の職權に附  
し其議案の種類に因りて各省受持の大臣が自ら原案  
者の任に當り之を排擠するを避くべし今英國などにて  
申せば二朱半附附理公債案は出納尙書ゴッソン氏  
が自ら其原案者となり地方政治案は地方政務局長官  
ナート氏が之を出し彼の軍艦増製案は海軍大臣ハミルト  
ン氏の提出する所となりたるが如き即ち其近例として  
各省受持の大臣は其提出したる原案に就き國會議員の  
質問に答へ其政務難題に應じ所謂先鋒隊として専ら  
其衝を當れども後陣は内閣一同として應ず一人の勝  
敗非ず苟も政府方の議案とあれば内閣一同その責に  
任じて進退を共にするが故に在朝野野黨に分れて兩  
黨更なる内閣に立つるも黨論自から一定して能く前後  
の筋線を合はせ已れ内閣に列しなから其内閣の所爲を  
就き他日不服を唱ふる等所謂自家撲滅の所業は立憲政  
治國の内閣員其例甚だ稀なるが如し誠に尋常の事な  
れども從來我國の實際に於て此事の尋常ならざるは何  
ぞや蓋し我が政府の人々は維新前後の功を以て今日顯  
要な立つものにして文武勳業の異なるに因り維新出身  
の重きに因り兄たり難く弟たり難く互に相憐れ視して  
總理大臣と云ひ此れを何々大臣と云ふも銘々一方に雄

視して其内心を叩くときは乃公自ら爲す所あり何ん  
ぞ他の 隙を容れんやとて職務の輕重を區別するに暇  
あらざるの情なきや非ず即ち從來政府に於て風もすれ  
ば進退の一致を缺き各省受持大臣は或は他も謀らずし  
て自から受持内の大事を斷じ或は二三人を以て重要の  
國務を決定して他大臣の異説に聞せざるが如き事例あ  
る所以にして例へばナールス條約の如き其商賣上の實  
際を行はれ難きは昔く人の言ふ所としてより修正を  
要するものならんと雖も其利害は兎も角も既ら發して  
條約と爲したるからには政府内閣に異論ある可らず若  
し或は實際に不都合ならば部内一致して速に之を修正  
し又廢止する可き等なるに之を實施するにもあらず又修  
正廢止するにもあらず唯商賣社會に危懼の念を抱かし  
むるのみにして一方より聞けば大臣中には初めより同  
條例を擬すとして自分ば豫てより異存を唱へ置きたり  
とて八八語りし者ありと云ふ同一の内閣中に是非の反  
對を現はすものにして唯奇なりと云ふ可きのみ雖も  
情實政府に於て危る可らざる者にして國會開設せざる  
以前は斯かる奇相を呈するも先づは雲霧過眼と  
して世人の眼中之を見容めざる可しと雖も一旦國會  
開設して政府は之に條例案を附し政府黨が力を盡く  
して之を通過したる功に因りて首尾よく條例と爲りた  
る間もかく當初の條例案を作るに際して内閣中一二  
の異論者ありて此論者の意見に因りて其條例の實施  
を見合せ閣議未遂の姿を呈するもあらば如何、反對  
黨は政府の態度、此處をとり逃す可らずとて其耳を  
引き其尾を捕へ與論の力を總身に集めて忽ち之を倒す  
とならん故に國會に對せんとする政府は先づ其身構を  
一定して政府内閣に對せんとする可しと雖も一旦國會  
する所は善悪得失必すしも問はず内閣職權の責に任  
じて其々の進退を一にして内閣は一塊の頭腦と爲りて  
身體四肢に離存する可らず左れば政府の人々は維新の前  
後備風浪雨對業正しく四敵して爵位勳等同じしが爲り  
相互に俯仰して相下らざるの勢あるも一旦合して内  
閣を組織し各々その職務を定むるときは爰に心事を一  
にして其長短の多寡を離れず已れ其内閣の下を去ら  
ざる間は總べて總理者の命令に應じて職務に之を奉  
行し私交を私情を區別して我意を其間に交ゆ可らず若  
しも然らずして從來の如く人々自から我意を張りて總  
理者に善惡の力なく全體の離離一せざるるときは國會  
に對して遊藝場に度々を誤り或は敵ふ可らざるの失敗に  
陥るもともある可ければ今後内閣の總理は權力責任の  
集點を爲り古人の所謂「千成や一箇の心から」の趣を  
學んで官官干渉無然るも總理一筋の命を以て自由  
之を左右するものと爲り、以て其國務を辨じ以て其國會  
に臨むの憂憤専らならんのみ

## 官 評

○文部省訓令第一號 北海道廳 府縣  
明治二十二年(十二月)文部省令第十二號中普通學校、  
アルハ尋常師範學校尋常中學校高等女學校其他總ヲ專  
門學校ノ部類ニ屬セザル學校又教員トアルハ學校長助  
手授業生等ヲモ包含スルノ儀ト心得ベシ  
明治三十三年 文部大臣子爵榎本武揚  
一月十四日

○日本人の結合力と關する板垣伯と社員との問答 此  
程在大坂の社員板垣伯を神戸諏訪山の寓に尋ねて種々  
の談話を爲したる中日本人の結合力に關する問答の大  
意なりとて書信の端に記し越したるものあり今其要を  
左に摘記すべし

(社員問) 日本人の性質は兎も角も結合するの力に乏  
しきもの、如く商工業の上には於ては勿論政治上も於て  
も常に小異を稱へて相反自分立するもの今日の事實な  
り、今や代議政治の下に立たんとす此性質政治家の大  
困難なるべしと存す高見如何

(板垣伯答) 日本人兎も角も結合力に乏しく政治上も彈  
せんといふもの、其に愛を爲すも實に貴問の如し余  
は多年既に之れが困難に遭遇して其興味を知りし居る  
が故に將來の運動も關しても此邊殊に他人より心配す  
るべき切なるものあり余は日本人の此性質を評し代議  
政下の人民たるに適せざるものなりと謂はんと欲する  
ものなり

(社員問) 此性質既に厭ふ可きものとすれば之れを矯  
正するの術を講ずるも應に職者の本務なるべし而  
して矯正の順序は深く此性を爲したる原因を極めて後  
工風に着手せざる可らずと信す之れが原因に關する伯  
の意見如何

(伯答) 余は信す日本人の此性質は全く由来久しき慣  
習より醸成し來りしものありと今之れを詳言すれば日  
本人は先代々専制政治の下に生息し來りたるは余の  
言を待たざる處なるが此専制政治なるもの、特質とし  
て痛く人民の互に相結合して黨を爲すことを嫌ひ人民  
の同盟らしき舉動ある時は乍ち之れを謀反徒黨なりと  
して嚴重に束縛し苛酷な處罰して偏に人民をして固々  
單獨のものたらしむるを以て治政の要諦とあしたり、  
此故に人民たるもの常々徒黨らしく隠れられんことを  
恐れ利害相同しく合同一致したらんには其申條も立派  
に相立つべきものも合同一致の申出をも爲さず大抵は  
空しく天命を語らざるを常とせり、斯くの如くに  
して恐る心より結合力を後進したるもの日本人一  
般の習慣となり爰は之れを手に傳へ子に傳へ之れを孫に傳  
へて此性質をなしたるものなるべし、蓋し歐米諸國の  
人民が結合力に富み何事も共同の力を以てなす所以の  
ものも其源を尋れば結合力を強めたる習慣に原因し世  
々此習慣を傳へて其性をなしたるもの、外ならず歐洲  
中古の歴史も人民が互に一致して諸侯と相拮抗し衆力  
を以て諸侯の武力を押へたるが如き事實あるは此結合  
力を強ふして今日あるを致したる原因ありと見るも  
可ならんか、等しく是れ習慣なれども彼れば結合力を  
強むるに傾き我れば微弱にするに傾きたり多くの年所  
を経たる今日東西相比較して其結合力に雲泥の相違を  
生じ彼れば小異あれども大同に依りて大黨派を形り  
實に商工業のみならず政治に關しても其主義の異同の  
外人の好惡を心とせず主義の爲めには不俱戴天の怨敵

をも忘れぬも主義  
は同主義を抱きな  
分し其分離の申譯  
能はざるものある  
なき事情と謂ふべし  
(社員問) 日本人  
説は明了に承れり  
ば今後事と物に只  
め徐々に結合力を  
余は微力ながらら  
結合に關する長習  
のなり事、吐露の  
して望みなきやあ  
(伯答) 別に名案  
○與羽獨立俱樂部  
獨黨は其組織純  
教育等諸般の事に  
目的にて創立の際  
より委員を設け一  
りしが退て入會す  
たりと云ふ然るに  
集會し種々相談の  
都と稱するものを  
し規則八箇條を議  
等と擧げしより但  
るよし今其組織  
方には昨年來種々  
部、會陽俱樂部等  
らざる傾きのあり  
し延て諸般の事業  
黨は之を調和する  
あるが爲り政治主  
係に起し往々其日  
に至りたるものな  
○改進黨の機關新  
行する時は實に入  
手管を握へ來月中  
是も亦時々の事な  
の報に見えたり

○諸名士の病氣  
洲諸國にては流行  
り一候も流行病に  
の勢にて獨逸の大  
ては大統領カノ  
卿フレシチー氏外  
一氏も亦同様流行  
會談日に當りしも  
○新神奈川縣知事  
長以上の吏員が集  
日右の會員は同地  
事守守野氏の爲め  
校長部長等四十餘  
廿名は沖氏が同縣  
文を同氏に贈り又  
氏の等を謝する爲  
云ふ

○中俱樂部員の大  
員となり去る十二

○中俱樂部員の大  
員となり去る十二